

日行連発第 542 号
平成 30 年 8 月 17 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
大規模災害対策本部
本部長 遠田 和夫

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る支援金の募集について

平素より、本会の事業執行にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にわたり発生した西日本を中心とする豪雨災害に関し、この度、被災地の単位会等が行う被災者支援活動をより強力に支え、加速させることを目的とし、別紙のとおり、会員の皆様に対して「支援金」の募集を行うことといたしました。

募集に際しては、日行連ホームページへの掲載及び会員宛の「月刊日本行政」9 月号 (No. 550) への同封告知を行い、広く周知する予定です。

なお、当該募集内容は会員宛のものとなっておりますが、各単位会や支部単位等でのお振込みもお受けいたします。

本会では、今後も各単位会との連携を密にし、被災地の単位会及びその会員をより一層支援することにより、国民と行政の架け橋である行政書士の公共的役割を果たすとともに、国民の権利を守り、その信頼に応える使命を果たしていく所存ですので、各位のご協力を改めてお願い申し上げます。

別紙：「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る支援金のお願い」

(日行連ホームページ、「月刊日本行政」平成 30 年 9 月号同封)

<参考：支援金と義援金の使途の違いについて>

支援金：日行連、各行政書士会が行う被災者支援活動の一部の援助 (今回の募集)

義援金：被災された会員の皆様等への寄付

以 上

平成 30 年 8 月 17 日

会員の皆様

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る支援金のお願い

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
大規模災害対策本部
本部長 遠田 和夫

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にわたり、台風 7 号や梅雨前線等の影響による集中豪雨が西日本を中心に発生しました。その間、気象庁から大雨特別警報が発令されるなど被害範囲が拡大し、1 府 10 県に災害救助法が適用される大災害となりました。

お亡くなりになられた方々に対しまして、改めて心より哀悼の意を表しますとともに、被災され不自由な生活を余儀なくされておられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本会では、集中豪雨の発生直後から情報収集に努め、7 月 11 日に大規模災害対策本部会議を開催し、「行政書士会・行政書士会員が行える支援」を迅速に取りまとめ、総務省に示しました。その結果、総務省より被災地方公共団体が行う復旧・復興支援事業への協力要請があったことから、災害救助法適用対象となった 1 府 10 県の該当行政書士会に「被災地方公共団体及び被災者の支援活動」をお願いし、今日に至るまで、各行政書士会において無料相談や罹災証明発行支援など、支援活動に取り組んでいただいている状況です。

発生より約 1 ヶ月が経過しましたが、連日の猛暑により復興作業に遅れが生じるなど、本格的な復興には、まだ時間がかかる状況です。

これを受けまして、行政書士会が行う被災者支援活動への援助を目的に、以下のとおり支援金を募集いたします。お寄せいただきました支援金につきましては、被災者支援活動を行った被災地行政書士会等に対し、その活動報告等に基づき支給することにいたします。支援金の総額や支給先等については、後日、ご報告させていただきます。

また、近年、今回のように支援を要する災害が多く発生しており、今後も同様の災害が想定されることから、今回設置する支援金の口座は時限的ではなく、当面の間、設置するとともに、今回の募集でお寄せいただいた支援金の支給後に余剰が生じた場合には、次の災害に備えた支援金に充てる取り扱いとさせていただきますことをご理解くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き本会では、全国の行政書士会と連携し、被災地行政書士会及びその会員の皆様に支援するとともに、国民と行政の架け橋である行政書士の公共的役割を果たし、被災地の行政機関や被災者の皆様の支援、被災者の皆様の権利の擁護に取り組んでまいり所存ですので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

振込先等詳細は裏面をご確認ください。

(1) 募金の方法

下記の郵便または銀行の口座にお振替え・お振込みください。

(2) 募集期間

開始時期：平成 30 年 8 月 17 日(金)

第一次期限：平成 30 年 9 月末

(3) お振込先

金融機関：ゆうちょ銀行

口座名義：日本行政書士会連合会

○郵便振替の場合

記号番号：00140-5-696512

○銀行振込の場合

口座番号：019（ゼロイチキユウ支店） 当座 0696512

★振込み人記載・入力欄には、お名前又は法人名称の前に、個人会員にあっては行政書士証票等に記載されている 8 桁の「登録番号」を、法人会員にあっては 7 桁の「法人番号」を記載・入力してください。

<記載例>

個人会員：「12345678 ヤマダタロウ」

法人会員：「1234567 ギョウセイショシホウジンユキマサ」

★寄付金控除の対象とはなりません。

<支援金と義援金の使途の違いについて>

支援金：日行連、各行政書士会が行う被災者支援活動の一部の援助（今回の募集）

義援金：被災された会員の皆様等への寄付

以 上

本件に関するお問い合わせ先

○日本行政書士会連合会

東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 10F

Tel：03-6435-7330 Fax：03-6435-7331

担当：布施、宮川、小川、吉田